

団体名：苫小牧港の軍港化阻止実行委員会
米軍戦闘機の訓練移転反対苫小牧実行委員会
回答日：令和6年7月22日

要望書（回答）

1. 「戦闘機戦闘訓練」と「空対地射爆撃訓練」の実施に当たり、外国軍機の苫小牧上空の飛行予定を明らかにさせることを防衛施設局に求め、市街地上空の飛行及び低空飛行と深夜・早朝の飛行を行わせないように申し入れ、その内容をすみやかに苫小牧市民に公表してください。

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

本市では6月27日に北海道防衛局及び航空自衛隊千歳基地に対し、「市街地上空飛行及び低空飛行を避けるとともに、深夜・早朝の飛行について配慮すること」を申し入れており、他の項目も含め、市ホームページで公表しているところです。

また、離着陸などの訓練情報につきましては、北海道防衛局から情報が得られ次第、速やかに、市ホームページで公表する予定です。

なお、訓練項目につきましては、「各種戦術訓練」と通知されており、「戦闘機戦闘訓練」及び「空対地射爆撃訓練」とはなっておりません。

2. 外国軍との訓練に関連し事故等が発生した場合や騒音等の被害が発生した場合、直ちに市民に公表し、対策・対応を速やかに行ってください。

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

本訓練の実施に当たり、北海道防衛局からは、千歳基地内などにおいて、関係自治体等への情報提供のほか、事故が発生した場合等の対応を行う体制を構築すると伺っており、本市においても、危機管理マニュアル等に基づき、必要に応じた対策・対応を行うための体制を整えております。

また、騒音測定結果につきましては、随時、市ホームページで公表するとともに、95 デシベル以上の騒音が確認された場合は申し入れを行うなど、市民の安全・安心のために速やかに対応してまいります。

3. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用はのぞましいことではないということを、市長は市民を代表する立場として機会を捉え表明してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

港湾法において、港湾施設は、広く一般公衆の利用に供するものであり、どのような船舶であろうとも特定の者の利用を拒否することはできないとされております。

本市としましては、非核平和都市条例に基づき核兵器搭載の有無について外務省と在札幌米国総領事に確認を行うとともに、港湾管理者である苫小牧港管理組合における岸壁の利用調整状況等を踏まえた上で、市として受け入れの可否を総合的に判断することになるものと考えております。

なお、今回、寄港要請がありましたラファエル ペラルタにつきましては、7月10日付で苫小牧港長より寄港取り止めの通知がありましたことから、寄港は行われておりません。

4. 岸壁の利用調整について米艦船を優先して行うことはないことを明示してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

岸壁利用に関する調整については、港湾管理者である苫小牧港管理組合をはじめ、関係者が事前に十分な協議を行い決定されるものであります。また、受け入れについては、核兵器搭載の有無、苫小牧港管理組合における岸壁の利用調整状況等を踏まえた上で、市として総合的に判断するものであって、米艦船の岸壁利用を優先することは考えてございません。

5. 米艦船が入港する場合は、安全の確保に可能な限り努めるよう関係機関に要請するとともに、関連する情報を可能な限り市民に適切な形で提供してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

米艦船が寄港する場合は、在札幌米国総領事館や、苫小牧警察署に不測の事態の対応について要請するとともに、その他の関係機関にも情報提供し、協力を依頼するなどの対応を図ってまいりたいと考えております。なお、寄港中は、「寄港時の（事件・事故等に関する）危機管理マニュアル」に基づき、市に緊急連絡窓口を設置し、市民の皆様や関係機関からの事件・事故等に関する通報や情報提供に、迅速に対応できるよう態勢を組み、万全を期す予定でございます。

